平成２８年（フ）第５０号
愛媛県今治市吉海町仁江1054番地
債務者　有限会社渡辺建設
代表者代表取締役　渡辺　和志
1　決定年月日時　平成28年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寄井真二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月14日午前11時
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第４５８３号
大阪府茨木市宮島１丁目１番１号
債務者　かじや水産株式会社
代表者代表取締役　小山　紀子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　密　　克行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月16日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５８４号
大阪府茨木市横江２丁目９番17号
債務者　かじや食品株式会社
代表者代表取締役　小山　紀子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　密　　克行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月16日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５７号
北海道紋別市大山町１丁目６番地27
債務者　株式会社苅屋商店
代表者代表取締役　苅屋　信夫
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月８日午後４時
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１９５号
岡山県浅口市鴨方町深田858番地　レフィナード205
債務者　植田　勝利
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　幸三
4　破産債権の届出期間　平成28年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１９８号
岡山県倉敷市真備町箭田3316番地
債務者　三宅　正明
1　決定年月日時　平成28年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　孝文
4　破産債権の届出期間　平成28年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２０５号
福岡県久留米市城島町城島500番地１　町屋敷住宅302号
債務者　徳永　俊光
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鐘ヶ江聖一
4　破産債権の届出期間　平成28年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１０２号
鹿児島県垂水市市木1175番地71
債務者　中馬　武志
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　選子
4　破産債権の届出期間　平成28年12月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
鹿児島県垂水市市木1175番地71
債務者　中馬美惠子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　選子
4　破産債権の届出期間　平成28年12月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第６９号
福岡県田川郡川崎町大字池尻376番地の20
債務者　寺田　晴美（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成28年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古本　栄一
4　破産債権の届出期間　平成28年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月30日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第５８号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津76番地１　笹森久造方
債務者　佐藤　正子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　航平
4　破産債権の届出期間　平成28年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月９日午後３時
6　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第５９４号
神奈川県相模原市中央区淵野辺本町３丁目22番15号　スカイコート淵野辺第４　308、前住所神奈川県小田原市扇町１丁目34番４－408号
債務者　西村　惠一
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野智一朗
4　破産債権の届出期間　平成28年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２６４号
愛知県一宮市大和町妙興寺字横道27番地　ブルーハイツ森Ｃ－101号
債務者　野田　昌宏
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　一磨
4　破産債権の届出期間　平成28年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第９９号
山口市黒川861番地１　九田ハイツ101号、前住所山口県萩市大字椿3626番地１
債務者　大田　志江
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　武志
4　破産債権の届出期間　平成28年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月27日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５９７号
名古屋市東区出来町１丁目９番５号　ソラーレ202号
債務者　堀江　利和
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　智彦
4　破産債権の届出期間　平成28年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部